

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザルの実施について

下記応募要領により、公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望する場合には関係書類を作成の上、事務取扱機関の公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（企画部企画課）まで提出してください。

令和6年10月15日

契約担当者 瀬戸内町長 鎌田 愛人

記

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル応募要領

1 公募型プロポーザルの名称

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル

2 主催者

瀬戸内町

3 目的

本プロポーザルは、古仁屋小学校の改築に伴う建築基本設計を行うにあたり、広く、優秀なアイデアを求め、最適な設計候補者の選定を行うことを目的とする。

4 設計対象施設概要

(1) 建設地 大島郡瀬戸内町古仁屋 805 番地

(2) 敷地面積 13,705 m²

(3) 主な設計内容

ア 建築本体工事

イ 機械設備工事

ウ 電気設備工事

エ 外構工事

5 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たす者（単体事務所）であること。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 瀬戸内町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録を受けていること。（未登録者にあつては、技術提案書の提出期限までに登録できること。）
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 参加願提出期限日から設計候補者決定の日までの間に、瀬戸内町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年瀬戸内町告示第 6 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加願提出日現在、直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を 2 名以上有すること。
- (6) 一級建築士事務所として、国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。)) で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積 1,000 m² 以上の実績を有していること。但し、第 6 号様式に記載する設計統括責任者が次の資格のいずれかを有している場合は、この限りではない。
 - ① 公益社団法人日本建築士会連合会の専攻建築士制度による統括設計専攻建築士（以下、「統括設計専攻建築士」という。）
 - ② 公益社団法人日本建築家協会による建築家資格制度による登録建築家（以下、「登録建築家」という。）
- (7) 第 6 号様式に記載する設計統括責任者が国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。)) で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積 1,000 m² 以上のものに設計統括責任者として従事した実績を有していること。但し、統括設計専攻建築士または登録建築家を有している場合は、この限りではない。
- (8) 第 6 号様式に記載する意匠設計主任技術者が国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。)) で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積 500 m² 以上のものに意匠設計主任技術者として従事した実績を有していること。但し、統括設計専攻建築士または登録建築家を有している場合は、この限りではない。
- (9) 地域の気候・風土への配慮やワークショップ等での住民意見のヒアリングに際して、地域事情に精通した一級建築士事務所の関与が必要なため、本プロポーザルの結果公表後、最優秀提案者（最優秀提案者が辞退等により契約の交渉が出来ない場合は優秀提案者（次点））に選定された場合、基本設計の委託契約に際して、瀬戸内町内に主たる営業所を有する瀬戸内町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録を受けた一級建築士事務所（以下、「地元設計事務所」という。）と設計共同企業体（代表者以外の出資比率 20% 以上）を構成できること。

- (10)主たる事務所等の所在地において、納期の到来している市町村税を完納していること。
- (11)古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル審査委員会の委員及びその家族と資本関係または人的関係にないこと。
- (12)他の応募者及び地元設計事務所と資本関係または人的関係がないこと。

6 応募の申請方法

応募者は、次に掲げる応募申請手続きに従い応募参加すること。

(1) 応募の申請手続等の説明書の配布

- ① 配布場所： 「17 事務取扱機関」に記載の場所及び瀬戸内町のホームページ
- ② 配布期間： 令和6年10月15日（火）から令和6年11月1日（金）（土日祝を除く）
- ③ 配布時間： 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募参加願等の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル参加申込書（別紙第1号様式）、応募参加資格審査書（別紙第2号様式）を提出すること。

- ① 提出部数： 2部
- ② 提出場所： 「17 事務取扱機関」に記載場所（受取確認のできる方法による郵送可）
- ③ 提出期間： 令和6年10月15日（火）から令和6年11月1日（金）（土日祝を除く）
- ④ 提出時間： 午前8時30分から午後5時15分必着

(3) その他

応募参加手続についての説明会は開催しない。

7 現地説明会

希望者を対象に現地説明会を開催する。

(1) 日時

令和6年10月28日（月）午後1時から午後3時（午後12時半開場）

(2) 場所

せとうち物産館 2階 会議室（大島郡瀬戸内町古仁屋船津31番地）

※ 基本計画等を説明した後、予定地（古仁屋小学校）に徒歩で移動する。

(3) 参加申込方法

「17 事務取扱機関」に記載の場所に現地説明会参加申込書（別紙第3号様式）を令和6年10月24日（木）午後5時15分までにE-mailまたはFAX（要、着信確認）により提出すること。

(4) 注意事項

会場には十分な駐車スペースがないため、駐車場は現地で案内する。

8 質疑

(1) 質疑がある場合は、質疑書（別紙第4号様式）を提出すること。

- ア 提出方法： 「17 事務取扱機関」に記載の場所へE-mail送信（要、着信確認）。
- イ 提出期限： 令和6年11月1日（金）午後5時15分必着

(2) 質疑に対する回答

令和6年11月8日（金）までに瀬戸内町ホームページに掲載する。

9 技術提案書の提出

(1) 技術提案書：

1者1提案とし、その提出物の内容は「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル技術提案書等作成要領」による。

(2) 提出期限： 令和6年12月13日（金）午後5時15分必着

(3) 提出方法： 持参または郵送（受取確認のできる方法）

(4) 提出場所： 「17 事務取扱機関」に記載の場所

10 失格条件

(1) 提出期限を過ぎたもの。

(2) 審査結果に影響を与えるような工作（委員に対する依頼等）を行ったことが明らかなもの。

11 審査の方法

(1) 委員会

審査は、次の委員で構成する「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル審査委員会」で行う。

鱈坂 徹	元鹿児島大学工学部教授
岩本 博裕	古仁屋小学校校長
上村 康孝	鹿児島県土木部建築技監
平瀬 雄二	古仁屋小学校PTA副会長
増留 麻紀子	鹿児島大学理工学域工学系理工学研究科（工学系）工学専攻建築学プログラム准教授
盛島 正行	瀬戸内町教育委員会教育長
山田 幸生	瀬戸内町役場建設課建築係長

（五十音順）

(2) 審査

ア 一次審査

技術提案書を対象に書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象者5者程度を選定する。

イ 二次審査（令和7年1月16日（木）予定）

一次審査で選定されたものを対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、設計体制、設計工程、建築士事務所及び設計統括責任者、意匠設計主任技術者の実績等も考慮して最優秀提案者並びに優秀提案者（次点）各1者、佳作3者程度を選定する。

二次審査の実施方法は「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」による。

なお、二次審査の対象に選定され、これに参加した提案者（最優秀提案者を除く。）に対し、謝礼として1提案者につき5万円の参加報酬を支払う。

1 2 経費負担

提出物等の作成経費等、応募に要する経費は、応募者の負担とする。

1 3 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。
- (2) 審査結果の電話等による問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果の通知予定等

- ・ 一次審査結果の通知： 令和6年12月26日（木）頃
- ・ 二次審査結果の通知： 令和7年1月24日（金）頃
- ・ 基本設計業務の契約： 令和7年2月上旬頃

- (4) 審査結果及び応募作品の公表

審査結果（最優秀提案者及び優秀提案者（次点）等）は、瀬戸内町のホームページで公表するとともに、全技術提案書を「17 事務取扱機関」に記載の場所において閲覧に供する。

また、二次審査の対象者及びその技術提案書を瀬戸内町のホームページ等で公開する。

1 4 基本設計の委託

瀬戸内町は、委員会での審査結果を基に、原則として最優秀提案者と古仁屋小学校建築基本設計業務委託契約の交渉を行うものとする。

なお、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、優秀提案者（次点）と契約の交渉を行うものとする。

本業務委託の設計委託料の上限は、23,340,000 円（税込）とし、契約は瀬戸内町の契約規定の随意契約とする。

1 5 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、瀬戸内町は応募された全作品の内容について、審査結果の公表時及び応募作品の閲覧、当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとする。

1 6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより結果生じる責任は、原則として当該提案の提案者が負うものとする。

1 7 事務取扱機関

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（企画部企画課）

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

TEL 099-224-4543 FAX 099-226-3963

E-mail kikaku@kjc.or.jp

18 実施上のその他の留意事項

- (1) 提出物の差し替えは認めない。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 瀬戸内町が提供する資料等は、本プロポーザル以外の目的での使用を認めない。
- (4) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 本プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「設計」を選定するものではない。
- (6) 設計においては、立地条件、設計条件等に応じ提案されたアイデアを活かしつつ、瀬戸内町と協議しながら作成することとなり、必ずしも提案された内容のものがまとめられるとは限らない。

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル 技術提案書等作成要領

1 技術提案書（別紙第5号様式 A-3 判横）

- ア 「古仁屋小学校建替基本計画」を踏まえ、下記の課題に配慮した技術提案を行うこと。
- イ 提案内容を補完するための資料として、イラストや概念図等を適宜作成することは支障ない。ただし、模型や模型写真は受け付けない。
- ウ 提案内容の項目ごとに、下記の課題のいずれに該当するかを明示すること。
- エ 使用するフォントのサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- オ 提案者を容易に類推できるような実績写真、記述等を記載しないこと。
- カ 技術提案書は、2枚以内とすること。
- キ 技術提案書のみ、用紙の右下に20ポイント程度のページ（ページ/提出枚数）を記載すること。
※ 記入例：1/3（1ページ目の技術提案書の場合）
- ク 提出部数 15部（1部ごとにクリップ止めすること。）
- ケ 提出する技術提案書のうち、1部は用紙の裏面右下に数字とアルファベットを組み合わせた4文字を使い、20ポイント程度の「任意番号」を黒の印字またはボールペン等で記入すること。
※ 記入例：A B 1 2

記

課題
① 「新しい時代の学び」を実現するための提案
② 児童の移動円滑化を実現するための提案
③ 地域に愛され、安全で持続可能な学校運営を実現するための提案
④ 工事期間中における児童負担の軽減を実現するための提案
⑤ その他、独自の提案

2 配置予定技術者の体制表（別紙第6号様式 A-3 判横）

- ア 参加申込書提出期限日現在、直接かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある技術者を、(1) 設計統括責任者、設計主任技術者及び(2) 設計担当者の表に記載すること。
- イ 配置予定技術者の体制表の資格欄には、一級建築士・二級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士・建築設備士・専攻建築士（併せて専攻領域を記載すること。）・登録建築家及びその他建築設計等に関する資格を記入すること。

- ウ 記載する配置予定技術者は、基本設計契約時の設計体制表に記載するとともに、実際に当該業務を行う者であること。

3 設計体制表（別紙第7号様式 A-3 判横）

- ア 配置予定技術者の体制表に記載された内容等を、さらに具体的に表現するもので、構成員の役割、協力事務所及びプロジェクトスタッフ数等が分かるよう記載すること。（記載内容・方法等は任意）
- イ 地元設計事務所との役割分担（予定）を記載すること。なお、地元設計事務所所属の一級建築士は1名程度である。

4 設計工程表（別紙第8号様式 A-3 判横）

- ア 基本設計に関する設計工程表を作成すること。（記載内容・方法等は任意）

5 類似施設の実績（設計の概要）（別紙第9号様式 A-3 判横）

- ア 建築士事務所及び設計統括責任者の実績について、以下の条件に適合するもの2件以内を記載すること。（記載内容・方法等は任意）
- ア) 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成21年4月1日から令和6年3月31日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。))で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積1,000㎡以上の実績を有していること。
- イ) 過去に設計共同企業体で受注した設計については、当該設計共同企業体の代表者としてのみ実績の対象とする。
- ウ) 建築士事務所の実績には、第2号様式に記載の設計実績を含むこと。
- エ) 設計統括責任者の保有資格（統括設計専攻建築士・登録建築家）を実績の記載に代える場合は、統括設計専攻建築士または登録建築家を証する書類等の写しを添付すること。
- イ 意匠設計主任技術者の実績について、以下の条件に適合するもの2件以内を記載すること。（記載内容・方法等は任意）
- ア) 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成21年4月1日から令和6年3月31日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。))で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積500㎡以上の実績を有していること。
- イ) 過去に設計共同企業体で受注した設計については、当該設計共同企業体の代表者としてのみ実績の対象とする。
- ウ) 意匠設計主任技術者の保有資格（統括設計専攻建築士・登録建築家）を実績の記載に代える場合は、統括設計専攻建築士または登録建築家を証する書類等の写しを添付すること。

ウ 設計統括責任者の実績は設計統括責任者として、意匠設計主任技術者の実績は意匠設計主任技術者として従事したものをそれぞれ記載すること。

6 参加者名簿（別紙第10号様式 A-4 判縦）

ア 参加者名簿に建築士事務所名等及び任意番号（1-ケと同じ番号）を記載し、長形三号封筒（12 cm×23.5 cm）に入れ、封緘すること。

イ 封筒には、会社名、マークなど参加者が特定できる内容の記載がないこと。また、封筒には任意番号（1-ケと同じ番号）を記載すること。

7 その他注意事項

ア 配置予定技術者の体制表、設計体制表、設計工程表、類似施設の実績（設計の概要）及び参加者名簿以外には、参加者の名称、所在地、電話番号など参加者が特定できる記載をしないこと。また、参加者名簿を除き、用紙の右上にプロポーザル名を黒の印字またはボールペン等で記入すること。

イ 表紙は付けないこと。

ウ 文章は横書きとすること。

エ 提出する資料

ア) 紙媒体

a 紙媒体ごとの提出する枚数と部数は、以下のとおりとする。

紙媒体名	枚数	部数
技術提案書（別紙第5号様）	2枚以内	15部
配置予定技術者の体制表（別紙第6号様式）	1枚	2部
設計体制表（別紙第7号様式）	1枚	2部
設計工程表（別紙第8号様式）	1枚	2部
類似施設の実績（別紙第9号様式）	1枚×3通	2部
参加者名簿（別紙第10号様式）	1枚	1部

b 参加者名簿を除き、綴じ代として左側に幅2センチメートルの余白を設けること。

c 技術提案書（1-ケに該当しないもの）と参加者名簿を除き、用紙の裏面右下に任意番号（1-ケと同じ番号）を印字または黒のボールペン等で記入すること。

イ) 電子媒体

a 1～5までの紙媒体の元の電子データをPDF形式に変換し、CD-Rで提出すること。

b CD-Rには、プロポーザル名及び任意番号（1-ケと同じ番号）を記載し、7-エ-ア)の紙媒体と併せて1枚提出すること。

古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

対象者は、古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル審査委員会において二次審査対象者として選定された者とする。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

(1) 実施日及び場所

日時： 令和7年1月16日（木） ※開始時刻は別途通知する。

場所： 瀬戸内町役場 4階 委員会室

(2) 出席者

説明者は、配置予定技術者から意匠設計主任技術者1名を含め4名以内（パソコン操作員を含む。）とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(3) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーションは、1者につき15分以内で説明し、ヒアリングは20分程度とする。

イ プレゼンテーションはMicrosoft PowerPonitまたはPDFを使用して行うこと。

ウ プレゼンテーション用のデータに盛り込める内容は、技術提案書に記載されている内容に限る。また、動画の使用は認めない。

エ プレゼンテーション用のデータは、CD-R1枚に収め、令和7年1月10日（金）午後5時15分までに事務取扱機関へ提出すること。

オ CD-Rには、プロポーザル名及び参加者名簿（別紙第10号様式）に記載の任意番号を記載すること。

カ 当日、事務局で用意するプレゼンテーション用のソフトは「Microsoft PowerPoint 2016」であるので、互換性に注意すること。

キ 不測の事態に備え、CD-Rに収めたものと同じプレゼンテーション用データを保存したパソコンを持参すること。

ク 発表時に、企業名、個人名が判別される服装、言動等をしてはならない。

3 その他

(1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、原則として失格とする。ただし、公共の交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングは町民への公開形式で行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、対象者へ一次審査結果通知にあわせて通知する。

古仁屋小学校建築基本設計 公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 様

所在地

建築士事務所名

代表者職・氏名

印

今般、貴発注の「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル」に参加いたしたく、別紙指定の書類を添えて申請します。

なお、この参加申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

連絡窓口	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

応募参加資格審査書

プロポーザルの名称： 古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル

1. 技術職員の状況

①一級建築士		名
	(内、構造設計一級建築士)	(名)
	(内、設備設計一級建築士)	(名)
②二級建築士		名
③木造建築士		名
④上記のいずれにも該当しない技術職員		名
技術職員の合計 ※①～④の合計を記入		名

2. 一級建築士事務所の類似施設の設計実績

施設名		
発注者名		
設計期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
施設概要	延べ面積	m ²
	階数	地上 階、地下 階
	構造	

- ※ 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成21年4月1日から令和6年3月31日までに設計が完了したものに限り。）で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積1,000 m²以上の実績を記入すること。ただし、設計共同企業体で受注した設計については、代表者であるものに限り。
- ※ 設計統括責任者が統括設計専攻建築士または登録建築家を有する場合は、記入を省略することができる。

3. 設計統括責任者の類似施設の設計実績

施設名			
発注者名			
設計期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施設概要	延べ面積	㎡	
	階数	地上 階、地下 階	
	構造		

- ※ 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成21年4月1日から令和6年3月31日までに設計が完了したものに限り。）で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積1,000㎡以上の実績を記入すること。ただし、設計共同企業体で受注した設計については、代表者であるものに限り。
- ※ 設計統括責任者が統括設計専攻建築士または登録建築家を有する場合は、記入を省略することができる。

4. 意匠設計主任技術者の類似施設の設計実績

施設名			
発注者名			
設計期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施設概要	延べ面積	㎡	
	階数	地上 階、地下 階	
	構造		

- ※ 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物（倉庫、工場、畜舎に該当するものを除く。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成21年4月1日から令和6年3月31日までに設計が完了したものに限り。）で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積500㎡以上の実績を記入すること。ただし、設計共同企業体で受注した設計については、代表者であるものに限り。
- ※ 意匠設計主任技術者が統括設計専攻建築士または登録建築家を有する場合は、記入を省略することができる。

5. 添付書類

- ・ 一級建築士事務所登録を証する書類（写し）
- ・ 一級建築士資格を有する技術職員の資格者証の写し及び直接的かつ恒常的雇用関係等が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）
 - ※ 設計統括責任者及び意匠設計主任技術者を含む2名以上かつ本業務に従事する者のみで可
- ・ 類似施設の設計実績（施設名・発注者名・設計期間・延べ面積）を確認できる書類（発注機関の証明書または契約書の写し等） ※実績記入省略の場合は不要
- ・ 設計統括責任者または意匠設計主任技術者の統括設計専攻建築士または登録建築家を証する書類等の写し（「類似施設の設計実績」の記入を省略する場合に限る。）
- ・ 別記第2-1号様式（瀬戸内町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録を受けていない場合に限る。）

建設コンサルタント業務等の 入札参加資格者登録に係る誓約書

令和 年 月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人 様

所 在 地
建築士事務所名
代表者職・氏名

印

「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル」において、技術提案書の提出期限までに瀬戸内町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録をすることを誓約します。

【事務取扱機関】

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課 行

FAX : 099-226-3963

E-mail : kikaku@kjc.or.jp

※FAX・E-mailの場合は着信確認の連絡をお願いします。

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号 TEL : 099-224-4543

古仁屋小学校建築基本設計

公募型プロポーザル現地説明会

参加申込書

「古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル現地説明会」への参加を申し込みます。

建築士事務所名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
参加者名	

※ 会場の都合上、現地説明会の参加者は一つの建築士事務所あたり2名を上限とします。

※ 参加者は、令和6年10月28日(月)午後1時(開場：午後12時半)までに「せとうち物産館 2階 会議室」にお集まりください。

【事務取扱機関】

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課 行

FAX : 099-226-3963

E-mail : kikaku@kjc.or.jp

※FAX・E-mailの場合は着信確認の連絡をお願いします。

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号 TEL : 099-224-4543

質 疑 書

プロポーザルの名称： 古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル

瀬戸内町長 鎌田 愛人 様

(質疑者)

建築士事務所名

代表者職・氏名

下記のとおり質疑します。

No.	質疑内容

技術提案書

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the technical proposal content.

配置予定技術者の体制表

基本設計の実施体制

(1) 設計統括責任者、設計主任技術者

	区分	氏名	資格	経験年数 年齢	職名	設計実績
設計統括責任者						
設計主任技術者						

- ※ 区分は意匠、構造、積算、電気、機械、外構及びその他を記入すること。
- ※ 設計実績欄にはこれまで担当した、具体的施設名、構造、規模及び区分について、明記すること。((3)設計担当者も同じ)
- ※ 設計統括責任者及び意匠設計主任技術者は、応募する建築士事務所から選任すること。
- ※ 協力事務所の職員の場合は、職名に代えて協力事務所名を記載すること。((3)設計担当者も同じ)

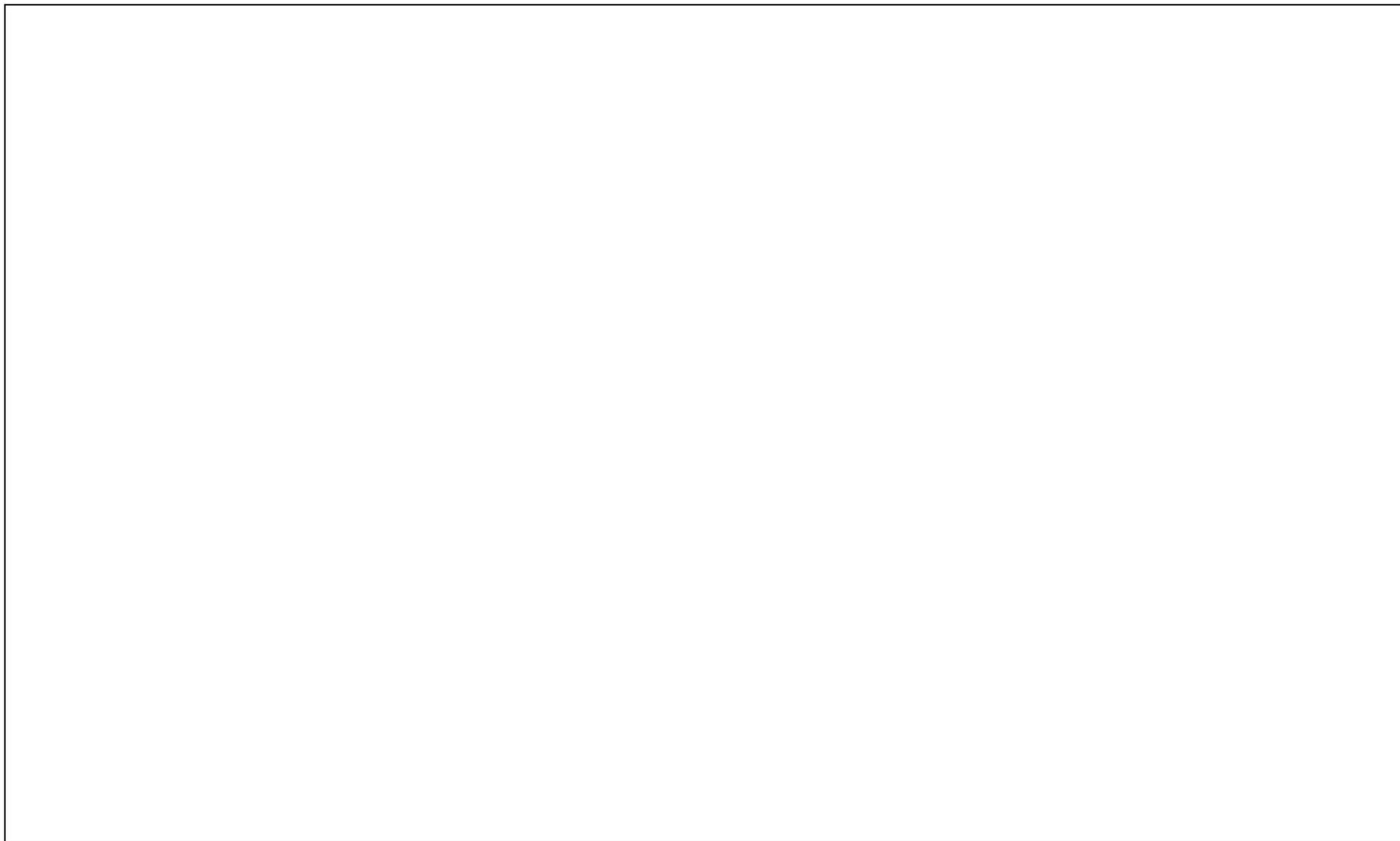
(2) 設計所要日数等

①基本設計所要日数	日間
②基本設計所要延べ人数	人

(3) 設計担当者

	区分	氏名	資格	経験年数 年齢	職名	設計実績
①意匠						
②構造						
③積算						
④電気						
⑤機械						
⑥外構						
⑦その他						

設計体制表



設計工程表

--

類似施設の実績（設計の概要）

区分	
	建築士事務所
	設計統括責任者
	意匠設計主任技術者

※該当する区分に「●」を付ける。

参加者名簿

事業名		古仁屋小学校建築基本設計公募型プロポーザル
	代表者職・氏名	Ⓔ
	所在地	
	電話番号	
任意番号		